

当座勘定規定

1【当座勘定への受入れ】

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。

2【証券類の受入れ】

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3【本人振込み】

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、入金記帳をお断りする場合があります。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4【第三者振込み】

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、前記2と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前記3と同様に取扱います。

5【受入証券類の不渡り】

- (1) 前記2から4までの定めによって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定

元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、前記4の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、前記4(1)の場合には、本人を通じて返却することもできるものとし、

- (2) 前記(1)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6【手形、小切手の金額の取扱い】

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

7【手形、小切手の支払】

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には支払に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

8【手形、小切手用紙】

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前記(1)および(2)以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の代金と引換に交付します。

9【支払の範囲】

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 手形、小切手等の金額の一部支払はしません。

10【支払の選択】

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

11【過振り】

- (1) 前記9(1)にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

- (2) 前記(1)の不足金に対する損害金の割合は、年14.00%(年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 前記(1)により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、前記(1)の不足金に充当します。
- (4) 前記(1)による不足金、および前記(2)による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 前記(1)による不足金がある場合には、本人からこの当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12【手数料等の引落し】

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。
- (3) 当行所定の時限以降に当座勘定に受入れした資金(為替による振込金を含みます。)は、入金日における前記(2)の支払いには充当しません。

13【支払保証に代わる取扱い】

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は預金小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

14【印鑑等の届出】

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前記(1)と同様に届出てください。

15【届出事項の変更】

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失ったとき、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 預金者が前記(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 当座勘定の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

16【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

17【印鑑照合等】

- (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影(または署名)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって前記8の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1)と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、前記(1)と同様とします。

18【振出日、受取人記載もれの手形、小切手】

- (1) 手形、小切手を振出しましたまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしてします。
- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

19【線引小切手の取扱い】

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとしてします。
- (2) 前記(1)の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できる

ものとしします。

20【自己取引手形等の取扱い】

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができるものとしします。
- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

21【利息】

当座預金には利息をつけません。

22【残高の報告】

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

23【譲渡、質入れ等の禁止】

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

24【解約】

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとしします。
- (2) この当座勘定は、後記 から までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 から までの事由に一つでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとしします。また、前記(1)のほか、後記 から までの事由が一つでも生じた場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとしします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関

係を有すること

本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前記AからDに準ずる行為

- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (5) 次の から までの一つにでも該当した場合には、当行は、預金者に通知することによりこの当座勘定取引を停止し、またはこの当座勘定を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に当座勘定取引が停止され、または当座勘定が解約されたものとします。

当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 24 の 2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

後記 24 の 2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき

この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

24 の 2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、

経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

25【取引終了後の処理】

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前記(1)の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

26【手形交換所規則による取扱い】

- (1) この取引については、この規定の各条項のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、前記7(1)にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前記(2)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

27【個人情報センターへの登録】

個人取引の場合において、後記(1)から(3)までの事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、後記(3)の事由の場合のみ6カ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

28【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

29【規定の変更等】

- (1) この当座勘定規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると

認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

〔小切手用法〕

1. 小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲渡しないでください。
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名・押印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
4. 金額は、所定の金額欄に次により記入してください。
 - (1) 金額をアラビア数字（算用数字 1、2、3...）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、また末尾には、 などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭部には「金」を、また末尾には「円」を記入してください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押してください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
7. 小切手用紙は、貴重品ですから大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、ただちに当行所定の用紙によりお届けください。
8. 小切手用紙は、当行所定の受取証に記名・押印（お届け印）のうえ請求してください。
9. 自署によるお取引の場合は、記名・押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。

〔約束手形用法〕

1. 手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲渡しないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名・押印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. 金額は、所定の金額欄に次により記入してください。
 - (1) 金額をアラビア数字(算用数字1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、また末尾には 、 などの終止符号を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
 - (2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭部には「金」を、また末尾には「円」を記入してください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を押してください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)など余白部分は使用しないでください。
7. 手形用紙は、貴重品ですから大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、ただちに当行所定の用紙によりお届けください。
8. 手形用紙は、当行所定の受取証に記名・押印(お届け印)のうえ請求してください。
9. 自署によるお取引の場合は、記名・押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。

〔為替手形用法〕

1. 手形用紙を用紙のまま他人に譲渡しないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と当座取引があることをできるだけ確かめてください。
3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますからできるだけ記入してください。
5. 金額は、所定の金額欄に次により記入してください。
 - (1) 金額をアラビア数字(算用数字1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、また末尾には 、 などの終止符号を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
 - (2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭部には「金」を、また末尾には「円」を記入してください。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは訂正個所にお届け印を押してください。
7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名・押印には当店へお届けのご印章を使用してください。

- 8 .手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)など余白部分は使用しないでください。
- 9 .手形用紙は、貴重品ですから大切に保管してください。
当店を支払場所とする手形について、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、ただちに当行所定の用紙によりお届けください。
- 10 .手形用紙は、当行所定の受取証に記名・押印(お届け印)のうえ請求してください。
- 11 .自署によるお取引の場合は、記名・押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。

以 上
(2020年4月1日現在)